付表六

債務の内訳		
	元本	契約上の利子（遅延利子を含む。）
千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	二、四五八、五二六、〇〇〇円	一、六三九、〇五八、七七三円
総計	二、四五八、五二六、〇〇〇円	一、六三九、〇五八、七七三円

債務の内訳	額
	計
千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	四、〇九七、五八四、七七三円
総計	四、〇九七、五八四、七七三円

付表七

債務の内訳		
	元本	繰延利子（遅延利子を含む。）
二千三年十二月八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と銀行との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	九九三、七三一、〇〇〇円	二五四、六一六、三三七円
総計	九九三、七三一、〇〇〇円	二五四、六一六、三三七円

債務の内訳	額
	計
二千三年十二月八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と銀行との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	一、二四八、三四七、三三七円
総計	一、二四八、三四七、三三七円

付表八

債務の内訳		
	元本	契約上の利子
千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	三五一、二一八、〇〇〇円	九二、四七七、六二三円
総計	三五一、二一八、〇〇〇円	九二、四七七、六二三円

債務の内訳	額
	計
千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	四四三、六九五、六二三円
総計	四四三、六九五、六二三円

付表九

債務の内訳		
	元本	契約上の利子
千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	三五一、二一八、〇〇〇円	一〇一、九六〇、五〇九円
総計	三五一、二一八、〇〇〇円	一〇一、九六〇、五〇九円

債務の内訳	額
	計
千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	四五三、一七八、五〇九円
総計	四五三、一七八、五〇九円

付表十

債務の内訳		
	元本	契約上の利子
千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	三五一、二一八、〇〇〇円	八三、二一五、五七一円
総計	三五一、二一八、〇〇〇円	八三、二一五、五七一円

債務の内訳	額
	計
千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	四三四、四三三、五七一円
総計	四三四、四三三、五七一円